

各 所 属 長 殿

健 康 管 理 セ ン タ ー 長

令和2年度 ストレスチェックの実施について（通知）

このことについて、下記のとおり平成26年6月に改正された労働安全衛生法第（昭和47年法律第57号）66条10項に基づき、心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）を実施します。

定期健康診断と同様に、本法人は関係法令により毎年1回の実施が義務付けられています。必ず受検するよう貴所属職員に周知してください。

記

1 趣旨及び目的

職員のメンタルヘルス不調の前段階であるストレスの状況を把握して未然防止のための取組を強化する。

2 個人情報の保護

国の指針により、受検者のストレスチェック結果等の個人情報については、本人の同意がない限り、法人の人事権者の目に触れることはありません。

また、ストレスチェック業務は外部機関に委託を行います。委託先においても個人情報保護の徹底を図ることとしています。

3 高ストレス者の判定及び面接指導

一定水準以上のストレス値となり、高ストレス者と判断された者は、希望により産業医の面接指導を受けることができます。該当者の面接指導の受診にご配慮お願いいたします。

4 今後の予定

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) ストレスチェック調査票配布 | 令和2年7月14日（火） |
| (2) ストレスチェック調査票提出期限 | 令和2年8月 3日（月） |
| (3) ストレスチェック個人結果配布 | 令和2年9月中旬 |

5 その他

外部機関に委託を行うため、提出期限は厳守でお願いいたします。

[担当]

健康管理センター
庄（内線2198）